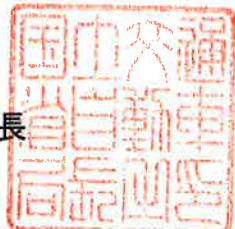




国自旅第55号の2
令和元年 7月 9日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

自動車局長



一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の
処理要領の一部改正について

標記について、今般、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あ
て通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。

【別紙】

国自旅第55号
令和元年 7月 9日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の
処理要領の一部改正について

本年6月14日の「旅客自動車運送事業等報告規則」(昭和39年運輸省令第21号)及び「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」(平成24年国土交通省告示第769号)の一部改正に伴い、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」(平成11年12月13日付け自旅第129号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

「一般貸切旅客自動車運送事業者の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」の一部改正
(平成11年12月13日付け自旅第129号) (新旧対照表)

新	旧
第1.～第3.（略） 附則 <u>本處理要領は、令和元年8月1日より施行する。</u>	第1.～第3.（略）
別紙1～2（略）	別紙1～2（略）

別紙3
一般貨切旅客自動車運送事業の原価計算要領について
第1～第3.(略)
第4.別添様式1～3を例示する。

一般貸切旅客自動車運送事業の原価計算要領について
第1.～第3. (略)
第4. 別添様式1～3を例示する。

様式3(略)

自旅第129号
平成11年12月13日
国自旅第219号
一部改正 平成16年 3月 5日
国自旅第618号
一部改正 平成26年 3月26日
国自旅第 55号
一部改正 令和 元年 7月 9日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の
処理要領について

本年6月14日の「旅客自動車運送事業等報告規則」(昭和39年運輸省令第21号)及び「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」(平成24年国土交通省告示第769号)一部改正に伴い、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」(平成11年12月13日付け自旅第129号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、その旨了知されるとともに、本事務処理について遗漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

記

第1. 運賃・料金の届出に関する手続き

1. 届出書の提出

- (1) 新規許可申請の場合における運賃・料金設定届出書については、許可後に提出させることとする。したがって事業者としては、運賃及び料金の実施予定日以降に運輸が開始されることとなる。
- (2) 運賃・料金設定届出の場合における運賃・料金の適用方法については、以下によることとする。
- ① 標準適用方法に記載されていない運賃の割引・割増を設定する場合においては、具体的な適用方法を明記するものとする。
- ② 標準適用方法に記載された運賃・料金の適用について、時間や距離の区分に係る新たな設定を行う場合は、その設定が運送の態様に応じたものであり、利用者

にとってわかりやすいものとする。

- (3) 営業区域の拡大に伴う事業計画の変更認可申請の場合における運賃・料金設定届出書については、事業計画の変更認可申請と同時に提出させることとし、設定届出の実施予定日は「認可を受けた日」と記載するものとする。

2. 届出書の受付

運輸支局長(兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸運事務所長。以下同じ。)は、運賃・料金設定(変更)届出書が提出された場合、道路運送法施行規則(以下「施行規則」という。)第10条の2第1項に掲げる記載事項が正しく記載されているかを確認して届出書を受け付けること。

3. 届出書の進達

運輸支局長は、運賃・料金の届出書を受け付けた場合、速やかに地方運輸局長(沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。)あて進達すること。

4. 届出件数の報告

地方運輸局長は、運賃・料金の届出件数及び変更命令件数について、前年度分を4月末日までに自動車局長あて報告すること。

第2. 運賃・料金の変更命令の処理要領

1. 運賃・料金の考え方

一般貸切旅客自動車運送事業者(以下、「事業者」という。)が届出を行う時間運賃及びキロ運賃の上限額及び下限額並びに交替運転者配置料金の上限額及び下限額が変更命令の審査を必要としない範囲内にあるかを判断する。

2. 変更命令の審査を必要としない届出

- (1) 運賃・料金の設定(変更)届出書の内容が次のいずれかに該当するときは変更命令の審査を必要としないものとする。

- ① 運賃・料金の上限額及び下限額が、別紙1「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の額に対する変更命令の審査を必要としない範囲の設定要領」に基づいて地方運輸局長が地域の経済情勢や事業者の経営状況を勘案して定め公示する範囲内のものであって、運賃・料金の適用方(車種区分、運賃の計算、料金の種類及び適用方法を定めているもの。以下同じ。)が、国土交通大臣が事業実態を勘案して定める別紙2「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」と合致するものであること。
② 地方運輸局長が地域の事情を勘案して、①の別紙1に基づき地方運輸局長が定める範囲内の上限額及び下限額を適用することが適當ではないとして公示したものであること。

- (2) 前記(1)に該当する変更命令の審査を必要としない届出については、施行規則第10条の2第2項の規定を適用して、あらかじめ届け出れば良いものとする。

3. 変更命令を行うか否かについての審査要領

(1) 運賃・料金の上限及び下限額が、前記2. の(1)①及び②にて地方運輸局長が定める範囲以外のものである場合は、道路運送法（以下「法」という。）第9条の2第2項において準用する法第9条第6項各号に該当するか否かの審査を行うこととし、法第94条第1項の規定に基づき、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類の提出を求めることがある。

この場合、原価計算書等については、別紙3の「一般貸切旅客自動車運送事業の原価計算要領」に基づいて作成させることとする。

(2) 運賃・料金の適用方が、前記2. の(1)①にて国土交通大臣が定める標準適用方と合致しないものである場合は、法第9条の2第2項において準用する法第9条第6項各号に該当するか否かの審査を行うこととし、法第94条第1項の規定に基づき、標準適用方と異なる理由について意見聴取を行うとともに、必要に応じ、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類等の提出を求めることがある。

(3) 変更命令の要否の判断をするにあたっては、過去の事例を参考にして行うこととする。

また、過去に事例のない内容にあっては、本省に事前に相談することとし、本省は、各地方運輸局に対し、当該事案の内容及び回答を新たな事例として連絡することとする。

4. 運賃・料金の変更命令を発動する基準

(1) 変更命令を発する具体的対象事例を列記すれば、次のとおりである。

① 法第9条第6項第1号に該当する場合

- ・物価変動の情況や他の公共交通機関の運賃水準等の社会的経済的情況を勘案し、著しく高い又は著しく低い不適切な運賃・料金設定であると認められるもの（輸送の安全を確保するために必要と考える経費を賄うことができないと判断されるものを含む。）。

② 法第9条第6項第2号に該当する場合

- ・一見客や近距離輸送の利用者に不当に割高となるような運賃の設定等特定の旅客に対して差別的な取扱いを行うもの。

③ 法第9条第6項第3号に該当する場合

- ・競合する他事業者を撤退させることを目的とした不当なダンピングを行うもの。

(2) 変更命令は、原則として、実施予定日の7日前までに行うこととする。

(3) 変更命令は、(1)の変更命令の対象事例を参照し、その理由を具体的に示して行うこととする。

(4) 既に実施している運賃に対し変更命令を発する場合においては、変更命令を発した日から原則として30日以内の日を指定して、変更すべきことを命ずるものとする。

第3. その他

当該事務を処理する上で、事業者に対し示している変更命令を必要としない範囲及び

標準適用方については、あくまでも事務処理上の基準として設定しているものであり、それ以外の運賃・料金の設定(変更)を否定するものではないことに十分留意すること。

附 則 (平成26年 3月26日国自旅第618号)

- 1 本処理要領は、平成26年4月1日より施行する。
- 2 運賃・料金の変更届出書の実施予定日までに入札制による価格決定方式を採用している運送申込者を含む運送申込者と合意又は運送契約を締結した運賃・料金については、従前の運賃・料金を基準とした額を適用することとする。
- 3 2により従前の運賃・料金を基準とした額を適用した運賃・料金については、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。

附 則 (令和元年 7月 9日国自旅第55号)

本処理要領は、令和元年8月1日より施行する。

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の額に対する変更命令
の審査を必要としない範囲の設定要領

第 1. 範囲の設定及び公示

地方運輸局長は、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の額について、当該地域内の経済状況及び事業者経営状況を勘案した基準額を算出し、この基準額について上限30%、下限10%を乗じて10円単位に四捨五入した額を変更命令の審査を必要としない範囲として設定し、公示することとする。

第 2. 範囲内の対象となる運賃・料金の考え方

事業者が届出を行う運賃・料金の上限額及び下限額に、当該事業者が適用方にて設定している運賃・料金の割増し及び割引き率を適用した運賃・料金を対象とする。

第 3. 範囲の設定方法

- 1 運賃は、時間制とキロ制に区分した上で1時間あたり及び1キロあたりとして設定することとする。
- 2 交替運転者配置料金は、時間制とキロ制に区分した上で、1時間あたり及び1キロあたりとして設定することとする。
- 3 深夜早朝運行料金及び特殊車両割増料金は、割増し率を設定することとする。

第 4. 範囲等の見直し

- 1 事業者の創意による新たな運賃・料金の届出も想定されることから、当該運賃・料金については、当該地域の市場動向等を勘案し、全国的に考え方を統一したうえで、必要に応じて追加公示を行うこととする。
- 2 本通知適用後において、経済状況の変化又は新たに適用された届出運賃による経営状況、当該地域の市場動向等を踏まえ、原則として2年毎、最初にあっては1年後、基準となる運賃・料金の額及び第1. で定める上限及び下限の率、第3. の割増し率についての見直しを行うこととする。

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

第1. 車種区分

大型車、中型車、小型車の3区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車………車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車………大型車、小型車以外のもの

小型車………車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

第2. 運賃

1. 運賃の種類

運賃の種類は、時間・キロ併用制運賃とする。

2. 運賃の計算方法

運賃は、以下の計算方法により計算した額を合算する。

(1) 時間制運賃

① 出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間（以下「点呼点検時間」という。）として、1時間ずつ合計2時間と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。以下同じ。）を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

ただし、走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算した額とする。

② 2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の1時間ずつを点呼点検時間とする。

③ フェリーボートを利用した場合の航送にかかる時間（乗船してから下船するまでの時間）は8時間を上限として計算することとする。

(2) キロ制運賃

走行距離（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。以下同じ。）に1キロあたりの運賃額を乗じた額とする。

(3) 運賃計算の基本

① 運賃は、車種別に計算した金額の上限額及び下限額の範囲内とする。

② 運賃は、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。

3. 運賃の割引

(1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体については3割引とする。ただし、2.(3)①により計算した額の下限額を限度とする。

(2) 学校教育法による学校（大学及び高等専門学校を除く）に通学又は通園する者の団体については2割引とする。ただし、2.(3)①により計算した額の下限額を限度とする。

(3) 2以上の割引条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、重複して運賃の

割引をしない。

第3. 料金

1. 料金の種類

運送に伴う料金の種類は、深夜早朝運行料金、特殊車両割増料金及び交替運転者配置料金とする。

2. 料金の適用

(1) 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間（回送時間を含む）が含まれた場合、含まれた時間に係る1時間あたりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間あたり料金については、2割以内の割増を適用する。

(2) 特殊車両割増料金

次の条件を有する車両については、運賃の5割以内の割増を適用することができる。

① 標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両。

② 当該車両購入価格を座席定員で除した単価が、標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した単価より70%以上高額である車両。

(3) 交替運転者配置料金

法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合、その他、交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合には、地方運輸局長が公示する交替運転者配置料金の上限額及び下限額の範囲内で計算した額を適用する。

第4. 端数処理

(1) 走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。

(2) 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は一時間に切り上げる。

第5. 旅客より收受すべき運賃・料金及び運賃・料金の表示方法

(1) 運賃の計算方法により算出される運賃と料金を併算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税の合計額に相当する額を含めた運賃・料金の総額を收受する。

(2) 対外的に示す運賃・料金はそれぞれ消費税額及び地方消費税額を含んだ額を表示する。

第6. 実費負担

ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。

一般貸切旅客自動車運送事業の原価計算要領について

第1. 原価計算期間及び運賃・料金の算定

1. 運賃・料金設定の場合

原価計算期間は、原則として次の2年度とする。

事業開始年度……事業を開始しようとする日の属する年度

翌年度……事業開始年度の翌年度1年間で運賃・料金の算定のための年度

2. 運賃・料金変更の場合

原価計算期間は、原則として次の年度とする。

実績年度……直近の実績事業年度1年間

第2. 原価計算方法

1. 基礎数値の算出

(1) 運賃・料金設定の場合

事業計画に基づく合理的で適切な将来予測等により、事業開始年度及び翌年度について算出する。

(2) 運賃・料金変更の場合

実績年度の数値を記載する。

2. 原価の算出

(1) 原価の範囲

原価は、一般貸切旅客自動車運送事業の営業費(人件費(基準内賃金)、人件費(基準外賃金)、燃料油脂費、車両修繕費、車両減価償却費、その他運送費及び一般管理費をいう。以下同じ。)、営業外費用、適正利潤及び安全経費を合計した額とする。

(2) 平均給与月額及び支給延人数

運転者とその他の職種に分けた平均給与月額及び支給延人員

(3) 車両数の算定

延実在車両数(日車)

延実動車両数(日車)

(4) 平均車両使用年数

車種区分別の平均使用年数

(5) 営業収入の算定

営業収入=運送収入+運送雑収

(6) 実働日車あたり営業収入の算定

(7) 総走行キロメートル及び実車走行キロの算定

(8) 総乗務時間の算定

- ・出庫から帰庫までの乗務時間実績（交替運転手が同乗している場合は、同乗時間を含む。）に、出庫前及び帰庫後の点呼点検時間として1時間ずつ合計2時間を運行毎に合算する。
- ・日帰り運行における休憩時間は乗務時間に含む。
- ・宿泊を伴う運行は、宿泊場所到着後1時間、宿泊場所出発前1時間を乗務時間に加える。なお、宿泊場所の滞在時間は除く。

(9) 安全運行に関する経費の算定

(10) 一般貸切旅客自動運送事業の資本報酬の算定

第3. 収入の算出

収入は、運送収入、運送雑収及び営業外収入の合計額とする。運賃・料金設定の場合における事業開始年度及び翌年度については、事業計画に基づく合理的で適切な将来予測等により算出する。

第4. 原価計算書等の様式

別添様式1～3を例示する。

様式1
(設定の場合)

【 原価計算算書】

		事業開始年度			翌年度		備考
		総額(千円)	構成比(%)	総額(千円)	構成比(%)		
當業費	人件費	(基準賃金等)					
	人件費	(基準外賃金)					
	燃料油脂費						
	車両修繕費						
	車両減価償却費						
	諸税	自動車税					
		自動車重量税					
		施設賦課税					
	保険料	自賠責保険料					
		車両保険料					
その他経費	手数料等						
	小計						
	人件費						
	その他経費						
一般管理費	小計						
	金融費用						
	その他経費						
	小計						
営業外費用	適正利潤						
	安全運行経費						
	合計			100.0		100.0	
用							

【 原価計算算書】

		実績年度		備考
		総額(千円)	構成比(%)	
當業費	人件費(基準賃金等)			
	人件費(基準外賃金)			
	燃料油脂費			
	車両修繕費			
	車両減価償却費			
	諸税			
	自動車税			
	自動車重量税			
	施設賦課税			
	保険料			
その他経費	自賠責保険料			
	車両保険料			
	手数料等			
	小計			
一般管理費	人件費			
	その他経費			
	小計			
用金費用	金融費用			
	その他経費			
	小計			
	適正利潤			
安全運行経費	合計		100.0	

【運賃・料金の算出基礎資料】

◎ 保有車両数

	実績年度末又は事業開始年度
大型車	
中型車	
小型車	
合計	

◎ 営業収入等の算定

営業 収 入	実績年度又は事業開始年度		翌 年 度	構成比(%)	摘要
	総額(千円)	構成比(%)			
運送収入					
料金収入					
運送雑収					
小計					
業外収入					
合計					

◎ 全事業に対する貸切事業収入比率

貸切事業の収入比率	%
-----------	---

◎ 平均給与額及び支給延べ人数

(単位 : 千円)

	運			送			費			合 計
	運転者	車掌	運行管理者	整備管理者	事務員	その他	小計			
支給延人員(人月)										
給与計										

給 手 賞 金 合 計 内 証	給 与			給 与			給 与			合 計
	手 当	當 与	計 合	手 当	當 与	計 合	手 当	當 与	計 合	
退職金										
法定福利費										
厚生福利費										

雇用延人員(人日)										
臨時雇用金計										
その他人件費										

※ 「支給延人員」欄には、給与支払対象となつた月別人員の当該年度における合計人員(人月)を記載すること。
 ※ 「雇用延人員」欄には、臨時雇用賃金の支払い対象となつた日ごとの人員の当該年度における合計人員(人日)を記載すること。

◎ 輸送力

	等級年度又は事業取扱年度	翌 年 度	算 定	基 础
総走行キロ (うち実車キロ)	キロ (キロ)	キロ (キロ)		
乗務時間	時間	時間	時間	
点呼点検時間	時間	時間	時間	
延実在車両数	両	両	両	
延実働車両数	両	両	両	
実働率	%	%	%	

◎ 車両

車両使用平均年数	年	年	年
大型車	年	年	年
中型車	年	年	年
小型車	年	年	年
期中平均車両数	両	両	両
大型車	両	両	両
中型車	両	両	両
小型車	両	両	両
新車購入車両数	両	両	両
大型車	両	両	両
中型車	両	両	両
小型車	両	両	両

	実績年度又は事業開始年度	翌年度	算定基準
新車購入金額	千円	千円	
大型車	千円	千円	
中型車	千円	千円	
小型車	千円	千円	

◎ 安全運行に係る経費

	実績年度又は事業開始年度	翌 年 度	翌々年度	平均額
貸切バス安全評価認定経費				
先進安全自動車の導入経費				
デジタル式運行記録計導入経費				
ドライブレコーダー導入経費				
事故防止コンサルティング経費				
運行管理機器導入経費				

◎ 使用油脂

	実績年度又は事業開始年度	翌 年 度	摘要	要
燃料価格	軽油使用量 L			
	軽油購入額 千円			
	リッルあたり価格 円			リッルあたり価格は最近時の購入価格とする。

◎ 資本報酬

(単位：千円)

項目	算定式	第2年度又は事業開始年度	翌年度
負債合計	A		
資本合計	B		
資本金	B' (B がマイナスとなる場合に記載)		
負債及び資本合計	C=A+B		
自己資本構成比 (%)	D=B'/C Bがマイナスの場合は D=B'/(B'+A)		
貸切業用資産	E		
その他固定資産簿価	F		
運転資本	G (販耗費を除く営業費 の4%)		
ベースとなる資産合計	H=E+F+G		
資本報酬	I=D × H × 資本報酬率 (0.112)		